

保護者のみなさまへ

令和2年5月 日
広島市教育委員会学事課

新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した世帯への就学援助のご案内

広島市では、お子さまが学校で楽しく勉強できるよう、学用品費や給食費などの一部を援助する就学援助制度を実施しています。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、就労できなくなり収入が激減した方、自営業の方で売り上げが激減した方など、家計の急変により経済的に困りの方は就学援助を受けることができる場合がありますので、学校又は教育委員会学事課までご相談ください。

1 対象者

広島市に住所があり、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の収入が激減した児童生徒の保護者

※ 通常就学援助の対象については、「令和2年度就学援助について（おしらせ）」を参考にしてください。区分1～9の申請理由に該当される場合は、対応する証明書類を添付して各学校に申請書をご提出ください。

2 手続きに必要なもの

- (1) 令和2年度就学援助費申請書（各学校で配布または広島市ホームページからダウンロードできます。）
 - ・ 申請理由は、「10 その他特別な事情」とし、新型コロナウイルス感染症の影響による世帯収入の激減と記載してください。
- (2) 収入が激減したことが証明できる書類
 - ・ 給与所得の方は、直近3か月分の給与明細書及び賞与明細書
 - ・ 営業所得の方は、直近3か月分の収支がわかる書類
- (3) 保護者の振込先口座が確認できるもの

3 認定条件

直近3か月分の所得から1年間分の所得を換算し、6月までの申請については前々年度、7月の申請は前年度の当該世帯の所得と比較して、激減後の所得が3割以上減少し、かつ、広島市の就学援助認定基準を下回る場合に認定となります（所得の目安額は申請書に記載しています。）。

認否は通知書の発送によりお知らせいたします。お電話で事前にお答えは致しかねますのでご了承ください。

4 申請受付期限

令和2年7月31日（金）まで

※上記期限までに提出され認定条件を満たしている場合は、4月分まで遡って認定されます。

5 問い合わせ先

お子さまが通っている学校又は広島市教育委員会学事課

学事課 電話：(082) 504-2469

FAX：(082) 504-2328 E-mail:gakujika@city.hiroshima.lg.jp

住所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4-21 市役所北庁舎6F